

石川県公報

平成30年5月25日(金曜日)

号外

(第48号)

目次

土木部(水道用水供給事業)		人事委員会	
○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正	1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	1
		○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	10

土木部(水道用水供給事業)

石川県企業管理規程第1号

石川県企業職員の給与に関する規程(昭和42年石川県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

平成30年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条の2第1項の表本庁の項中「担当課長」を「 」に改め、同表手取川水道事務所の項中

所長	次長
次長	
課長	
室長	
担当課長	

を

次長	所長
課長	
室長	
担当課長	

に改め、同表共通の項中

主事	主事
技師	技師

を

主事	技師
技師	

に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の石川県企業職員の給与に関する規程は、平成30年4月5日から適用する。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月二十五日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第四号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知事 の事 務部 局			室次長 政策調整員 主任主計員 主任企画員	課長補佐 主任主計員 主任企画員 船長 機関長	危機管理監付課長 担当課長 政策調整担当課長 室長 室次長 室課長	企画振興部課長 課参事 所長 室長 室次長	危機管理監室次長 新幹線・交通対策 監 少子化対策監 出納室長 室長		危機管理監 参事 技監
	自治研修センター				准教授	次長			
東京事務所			係長	課長 係長	課長	次長	所長		
県税事務所			係長	係長	次長 課長 担当課長	所長 次長			
県総合事務所				課長 担当課長 係長	部次長 課長 担当課長	部長 部次長	所長		
消防学校					教頭	校長			
美術館					課長				
歴史博物館					課長				
白山ろく民俗資料館					副館長				
能楽堂					副館長				
石川四高記念文化交 流館				担当課長	課長				
女性センター									
保健福祉センター				担当課長	部長 次長 部次長 課長 担当課長	館長 部次長			
リハビリテーション センター									
保健環境センター					課長		所長		

こころの健康センタ 一					次長 課長	課長	管理局长次長		管理局长
中央病院				係長 主任専門員					
高松病院						課長			
総合看護専門学校						課長 副校長	事務局長		
いしかわ子ども交流 センター					次長				
保育専門学園				泉こども園長	園長 副園長 課長				
児童生活指導センタ 一				課長 係長	園長 副園長				
白山自然保護センタ 一					所長 担当課長				
消費生活支援センタ 一					課長 担当課長	次長			所長
大阪事務所				係長			所長		
工業試験場					課長	次長			場長
計量検定所					所長 次長				
九谷焼技術研修所					次長		所長		
産業技術専門学校					校長 副校長 課長	校長			
石川障害者職業能力 開発校					校長 副校長 課長 担当課長				
農林総合事務所				担当課長	次長 部長 副部長 室長 課長	所長 農林事務所長 次長 部長 室長	所長		

海区漁業調整委員会事務局	技師	係長	次長	管理官	課長	参事官	首席参事官
警察本部	主事 技師	係長 主任	課長補佐 隊長補佐 係長	管理官 調査官 隊長補佐	課長 上席管理官	参事官	首席参事官
警察署	主事 技師	係長 主任	課長 係長	会計官 課長	副署長 会計官		
警察学校		係長	係長	事務長			
教育委員会			課長補佐 主任指導主事 管理主事 指導主事	室次長 主任管理主事 主任指導主事	課長 担当課長 室次長	教育次長	教育参事
教育事務所				課長 主任管理主事	所長		
教員総合研修センター			主任指導主事	次長 主任指導主事(師 範) 主任指導主事(師 範代) 主任指導主事	次長	所長	
生涯学習センター				副館長 担当課長	館長		
図書館		司書主任	司書主査	副館長 担当課長	館長	館長	
輪高漆芸技術研修所				次長 課長			
金沢城調査研究所				担当課長	副所長		
高等学校			事務長	事務長			
特別支援学校				事務長			
共通	主事 技師						
市町立の小・中学校及び義務教育学校	主事	事務主査	事務主査	事務長 事務主査	事務長 事務主査		

二 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事 の事 務部 局	本庁			課長補佐 主幹	主幹	
	美術館			文化財保存修復工房次長 専門員 学芸主幹	担当課長	
	歴史博物館			学芸主幹 学芸主査 学芸主任		
	リハビリテーション センター			主幹	次長	
	保健環境センター		専門研究員	研究員	部長 副部長 研究主幹	次長 部長
	白山自然保護センタ ー			主任研究員		次長
	工業試験場			担当部長 研究員	九谷焼技術センター所長 部長 担当部長 副部長 研究主幹	次長
	九谷焼技術研修所				課長	
	農林総合研究センタ ー		専門員	主任研究員	副場長 部長 能登畜産センター所長 室長 研究主幹	所長 場長 次長 副場長 部長
	水産総合センタ ー			事業所長	事業所長 部長 研究主幹	所長 次長 内水面水産センター所長 部長

で次のように改める。

別表第二の表警察の部警察署の項中

副署長

を

副署長
刑事官

に改め、同表二の表からの表ま

共通	技師 学芸員				
警察 本部	研究員 研究技師	主任研究員 研究員	管理官 調査官	所長 首席管理官	

ホ 医療職給料表 (一) 等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
知事 の事 務部 局	本庁		専門員		部長 部次長 課長 室次長
	県総合事務所				部長
	リハビリテーション センター				次長
	中央病院			母子医療センター 部長	母子医療センター 部長
共通		医員	医員		

ヘ 医療職給料表 (二) 等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事 の事 務部 局	本庁					主幹	担当課長 課長補佐 主幹	担当課長 課参事
	県総合事務所			専門員			部次長 課長 主幹 専門員	部次長 課長
	保健福祉センター					主幹	次長 主幹	部次長 課長
	リハビリテーション センター				主任技師		課長 専門員	

中央病院				主任専門員 技師	主任専門員 主任技師	主幹 主任専門員 主任技師	室次長 主幹 主任専門員 薬剤師長 技師長	部長 室長 副部长 室次長 技師長
高松病院				主査	主任技師	主幹 主任専門員	科長 主幹 主任専門員	科長
家畜保健衛生所						担当課長	次長 主幹	
共通		技師						
高等学校							専門員	
特別支援学校							主幹 専門員	
共通		技師						
市町立の小学校、中学校及び義務教育学校		技師			主任技師	主任技師		

ト 医療職給料表(三)等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	知事の事務局					課長 主幹	副次長 課長	
保健福祉センター						担当課長 主幹	副次長 課長	
	リハビリテーションセンター					主任技師 主幹	担当課長	
こころの健康センター					専門員	担当課長 主任技師	次長	
	中央病院			主査	看護師長	主任技師	室次長	

別表第十七中	有機小学校 鳳至小学校 舩倉島分校	七尾市 輪島市	特別地 五 級	を
--------	----------------------	------------	------------	---

「鳳至小学校 舩倉島分校 輪島市 五 級」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第十七の規定は、平成三十年四月一日から、改正後の別表第二の規定は、同月五日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一出納部局の項中「出納室長」の下に「出納室次長」を加える。

別表第二県総合事務所の項中「管理課長」の下に「施設課長、施設課担当課長」を加え、同表備考2中「農林総合事務所の副部長」を「県総合事務所の施設課長及び施設課担当課長、農林総合事務所の副部長」に改め、「中央病院の室次長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成三十年四月五日から適用する。